

氷室町 3 1 4 号線ほか道路整備工事

特 記 仕 様 書

令和 8 年度

高槻市 都市創造部 道路課

工 事 名：氷室町314号線ほか道路整備工事
工事場所：高槻市 氷室町三丁目ほか 地内
工 期：契約締結日から令和9年1月15日まで

第1条

1. 本工事の施工にあたっては、土木工事共通仕様書〔令和8年4月 大阪府都市整備部〕（以下「共通仕様書」という。）、土木施工管理基準及び規格値〔令和8年4月 大阪府都市整備部〕（以下「施工管理基準」という。）によるものとする。
2. 設計図書及び見積参考資料は「共通仕様書」によるものとし、見積参考資料とは、設計図書（位置図、入札等説明書、特記仕様書、設計図面、数量総括表、質疑応答回答書）以外の資料をいう。設計図書のほかに提示する「参考資料」とは、あくまでも現場説明参加業者の適正・迅速な見積りに供するための一資料に過ぎず、何ら請負契約上の拘束力を生じるものではなく、工事の実施にあたっては、この主旨を十分理解し、事故発生等の事態を招かないよう、その防止措置に留意すること。

第2条 共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

第1編 共通編

第1章 総 則

第1節 総則

1. 設計図書の照査等

受注者は、施工前もしくは施工途中において、設計図書と実際の工事現場の形状や状況等について差異がないか確認するものとする。

2. 施工計画書

施工計画書は、契約後1ヶ月以内に作成し、監督職員に提出するものとする。

3. 受注者相互の協力

工事箇所周辺で他工事が行われている場合、工程調整等について相互連絡調整を密に行うこと。

4. 建設副産物

- （1）受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）（以下、「建設リサイクル法」という。）第11条に基づく、高槻市長に対する通知を行った旨を監督職員より報告を受けた後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規

定する工事着手をいう。)するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

- (2) 1. 受注者は、建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）に基づき、工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、工事完成時に再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出すること。
2. 再生資源利用【促進】計画書（実施書）は、原則、建設副産物情報交換システムを用いて作成するものとする。
3. 作成した再生資源利用【促進】計画書（実施書）は、各1部印刷して監督職員に提出するとともに、自社で工事完成後1年間保管すること。
- (3) 本工事は、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

① 分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	リサイクル協同組合	大阪府茨木市泉原650番1
アスファルト・ コンクリート塊	大阪アスコン共同企業体 (日本道路株)	大阪府高槻市西大樋町135番

※上記②については積算上の条件明示であり、再資源化施設を指定するものではない。
なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。
ただし、現場条件数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(4) 本工事から発生するアスファルト殻及びコンクリート塊は、処分場にて必ず計量すること。

なお、処分量は大阪府都市整備部発出の「令和7年度建設廃棄物等受入価格（下半期R08.2.1適用）」に基づき、2.35t/m³（アスファルト殻）、2.35t/m³（コンクリート（無筋））にて換算するものとする。また、処理場は、許可を受けた最終処分地もしくは、中間処理施設・リサイクル施設であること。なお、運搬に先立ち受け入れ条件を確認し、工事完成時においては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）A票、E票の写しを監督職員に提出すること。

(5) 本工事の発生土は、大阪府都市整備部発出の「令和7年度建設発生土受入価格及び再生土販売価格（下半期R08.2.1適用）」に掲載されている再資源化施設、またはこれに同等以上の施設に運搬するものとする。これにより難い場合が生じたときは、監督職員と協議し、公共工事間流用もしくは、近隣の公的受入地への搬入を検討すること。また、公共工事間流用もしくは公的受入地へ変更となった場合、処分費等に関しては設計変更の対象とする。

5. 工事完成検査

本工事の完成検査は工期内に受けるものとする。

6. 履行報告

受注者は、「共通仕様書」の定めに基づき、監督職員の指示により履行報告書を提出しなければならない。

7. 工事中の安全確保

- (1) 本工事区間または近接して設置されている構造物または占用物件（地下埋設物件）等については、必要に応じて管理者と現地立会のうえ、当該物件の深さ・位置を確認し、保安対策について十分打合せのうえ、事故の発生を防止すること。
- (2) 受注者の責により、当該施設に支障を及ぼした場合は、すみやかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し、応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

8. 環境対策

- (1) 「騒音規制法」、「振動規制法」、及び「高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例」に基づき、当市環境政策課に特定建設作業届等の届出を遅延なく行くと共に、届出内容を書面により監督職員に報告すること。

- (2) 使用機械等においては、設計書を熟知した上で環境に配慮した環境負荷の少ない建設機械を使用し施工するとともに、常に騒音、振動対策を心掛けて施工を行うものとする。
- (3) 高槻市環境マネジメントシステム及び「公共工事における環境配慮計画書」の内容を十分に理解し、これを遵守して施工を行うこと。また、本工事の施工に際して、環境に配慮した公共土木工事を推進するため、リサイクル材の利用、建設副産物のリサイクル等を徹底すること。

9. 交通安全管理

(1) 安全施設類

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施するものとする。

(2) 保安施設

本工事で使用する保安施設については、「道路工事保安施設設置基準（案）」によるものとする。

(3) 交通誘導警備員

交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導員	交通誘導員の編成	昼夜別
施工範囲	2名／日	交通誘導警備員B 2名	昼間

10. 諸法令の遵守

受注者は、労働基準法等の趣旨に則り、労働時間について遵守しなければならない。

受注者は、道路法、道路運送車両法及び道路交通法の趣旨に基づき、資材運搬等に必要な車両の諸元について当該法律を遵守しなければならない。

なお、道路法第47条の二第1項に該当する車輛を通行させる際には事前に道路管理者の許可を得るものとする。

11. 官公庁等への手続き等

- (1) 工事を円滑、効率的に実施するため、工事着手前および着手時、工事中においても必要に応じて、受注者にて工事内容等を関係者（高槻市消防本部、高槻市市民共創部（エネルギーセンター）、地下埋設物管理者、その他沿道住民・店舗、交通事業者、関係機関・団体、通行人、権利者等）に周知するとともに、協力を得るための必要な対策を講じることとする。
- (2) 沿線住民対策については、監督職員と協議のうえトラブルのない様、十分配慮して施工するものとする。
- (3) 下水道法第24条に関する行為を行う場合は、公共下水道管理者へ申請を行い、許可を受け

るものとする。

12. 施工時期及び施工時間の変更

施工は、昼間施工とするが、所轄警察署等と協議の結果、変更が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

13. 保険の付保及び事故の補償

受注者は、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に従い、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設業における社会保険の未加入対策について、取り組むこととする。

下請企業の保険加入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するため、施工体制台帳及び再下請負通知書の記載事項に健康保険等の加入状況を追加すること等を内容とする建設業法施行規則が改正されている。本工事においても、例外なく適用されるので、所定の様式にて施工体制台帳の作成に取り組むこととする。

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第3節 レディミクストコンクリート

1. 配合

(1) コンクリートの水・セメント比

本工事に使用するコンクリートの水・セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とするものとする。

第2編 材料編

第1章 一般事項

第1節 適用

1. 再生資材の利用

本工事については、下記のとおり再生資材を使用するものとする。

ただし、再生材製造工場の都合等により下記の再生資材の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

資源名	規格	用途	備考
再生粒度調整碎石	RM-25	上層路盤	

再生加熱 アスファルト混合物	密粒度アスコン (20)	表層	
-------------------	-----------------	----	--

なお、再生資材を使用する場合は、下記により品質が適正なものであるか確認のうえ使用するものとする。

- 1) 上記再生資材を路盤材または舗装材として使用する場合は「舗装再生便覧」によるものとする。
- 2) 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、れんが等の混入物を有害量含んではない。

2. セメント及び混和材料

無筋・鉄筋構造物（橋梁上部工を除く）で設計基準強度 $\sigma_{ck}=24\text{N/mm}^2$ 以下のものは、高炉セメントB種を使用するものとする。なお、セメントコンクリート用骨材のアルカリシリカ反応性試験結果が無害の場合または抑制対策を行う場合は、品質に問題がないことを確認できる資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けて普通ポルトランドセメントを使用することができる。ただし、設計変更の対象とはしないものとする。

第3編 土木工事共通編

第2章 一般施工

第6節 一般舗装工

1. アスファルト舗装の材料

プライムコートの使用量は、 $1.0 \text{ l/m}^2 \sim 2.0 \text{ l/m}^2$ とする。

第10編 道路編

第16章 道路修繕

第5節 舗装工

1. アスファルト舗装工

交通開放する場合、施工に伴う段差は交通に支障のないよう縦断・横断方向5%以内の勾配ですりつけ舗装をし、危険防止と交通安全を図らなければならない。

第3条 その他の特記事項

1. 配置技術者

契約期間中当該工事の現場に配置（専任・非専任については建設業法および高槻市主任技術者及び現場代理人の兼任配置と常駐義務の緩和基準による）する主任技術者は、下記に該当する場合で監督職員と協議の上認められたもの以外は、変更することはできないものとする。

- ① 傷病により職務の遂行ができないと判断された場合
- ② 死亡した場合
- ③ 退職した場合
- ④ 真にやむを得ない理由により転勤となる場合
- ⑤ 出産、育児、介護のため職務の遂行ができないと判断された場合
- ⑥ 発注者の責により工期延期となる場合

なお、配置技術者を変更する場合は、変更前の配置技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

2. 週休2日工事

この工事は「高槻市週休2日工事实施要領」に基づき施工するものとする。

3. 工事現場における説明性の向上

受注者は、工事名、工事内容、連絡先等を記した工事説明書（お知らせ）を作成し、監督職員に承諾を得たうえで、近隣住民等から工事内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及びその目的等を周知するものとする。

4. 用地境界について

用地境界については、逃げを設けて記録すること。用地境界は、工事施工前に土地所有者と立会確認のうえ施工し、完了後は再確認のうえ境界プレートの復元を行うこと。

5. その他

本特記仕様書に記載のない事項については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

以 上